

公共ます及び取付管の設置等に係る申請者施工時の事務取扱要綱

平成9年4月1日決裁
(最終改正 平成30年3月27日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市公共下水道条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第2号）第13条の規定に基づく公共ます及び取付管の設置、移設又は撤去（以下「設置等」という。）に関し、公営企業管理者（以下「管理者」という。）以外の者が工事を施行する際に必要な事項を定めるものとする。

(公共ます及び取付管の設置等の申請)

第2条 供用開始後に使用者の都合により、公共ます及び取付管の設置等を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ公共ます及び取付管（設置・移設・撤去）工事申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる図書等を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請箇所図
- (2) 工事施工図
- (3) 公共ます設置位置図
- (4) 公図の写し
- (5) 土地の登記事項証明書
- (6) 公共ます及び取付管設置等工事申請にかかる代理人届（様式第1号の2。申請者と土地所有者が異なる場合に限る。）
- (7) その他管理者が必要と認めるもの

(工事の承認)

第3条 管理者は、前条の申請が金沢市公共下水道事業管渠築造工事標準仕様書の規定に適合すると認めるときは、申請者に対し工事承認書（様式第2号）を交付する。

2 申請者は、前項の工事承認書の交付を受けた後でなければ当該工事に着手することはできない。

(工事の施行)

第4条 公共ます及び取付管の設置等の工事は、管理者が認めた施工業者でなければ行うことができない。

(完了届)

第5条 申請者は、当該工事が完了した日から7日以内に、公共ます及び取付管工事完了届（様式第3号）及び寄附申込書（様式第4号）に次に掲げる図書等を添えて管理者に届け出て、その検査を受けなければならない。

- (1) 公共ます及び取付管工事完了届に添付する図書
 - ア 申請箇所図
 - イ 工事施工図
 - ウ 公共ます設置位置図
 - エ 工事写真
- (2) 寄附申込書（公共ます及び取付管の設置の場合に限る。）に添付する図書
 - ア 申請箇所図
 - イ 工事施工図
 - ウ 工事内訳書

(かし担保)

第6条 管理者は、当該工事にかしがあると認めるときは、寄附を受けた日から2年以内に、当該施工業者に対してかしの修補をさせ、若しくは修補に代えて損害の賠償を請求し、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

附 則 (省 略)